

クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明

2019年（令和元年）6月21日

千葉県弁護士会 会長 小見山 大

- 1 当会は、現在、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会（以下、「小委員会」という。）において議論されている後記する「クレジット過剰与信の規制緩和策」に強く反対する。
- 2 小委員会は、クレジットカード等の交付・付与時に、①利用限度額10万円以下のクレジットカード発行時、又は、クレジットカード会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合は、指定信用情報機関への信用情報の照会義務（割賦販売法第30条の2第3項）及び与信情報の登録義務（同法第35条の3の5第2項及び第3項）を免除すること、②クレジットカード会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合は、支払可能見込額調査義務（同法30条の2第1項）を免除することを検討している。

しかしながら、これらの規制緩和策は、多重債務防止のために2008（平成20）年の割賦販売法改正によって導入されたクレジット過剰与信規制を骨抜きにするものである。
- 3 ①の10万円以下のクレジットカード発行時、又は、クレジットカード会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合において、信用情報の照会義務を免除することについては、クレジットカード会社は、指定信用情報機関の保有する信用情報を調査することなく与信判断を行うことになり、既に他社で多重債務状態に陥っている者であっても、クレジットカードの利用が認められるということになりかねない。

また、指定信用情報機関に与信情報が登録されないとすると、業界内で与信情報を共有されないことになる。

指定信用情報機関の利用は、当該クレジットカード会社だけでなく、他のクレジットカード会社の過剰与信を防止することにも意義があるのであり、これらの義務を免除することは多重債務を防止するために設けられた過剰与信規制の趣旨を没却することになりかねない。
- 4 ②のクレジットカード会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合について、支払可能額調査義務を免除することについては、「技術・

データを活用した与信審査方法」が現行法の支払可能見込額調査に代替しうるだけの客観的に合理的な審査方法であるかどうか客観的に検証される必要があり、行政庁等の第三者が事前に確認するなどの措置を講じる必要があるが、行政庁等が「技術・データを活用した与信審査方法」の合理性の判断を事前かつ客観的に行うことが出来るのか、疑問があると言わざるを得ない。

また、クレジットカード会社は、営利を目的とする企業であり、より多くの利益を得ようとするならば、カード利用者に対する過剰与信の防止よりも、カード利用者の支払能力を超えた与信を優先する危険性があると言わざるを得ない。クレジットカード会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合に、支払能力調査義務を免除することは、クレジットカード会社に対する過剰与信防止の動機付けにはならない。

5 よって、当会は今般のクレジット過剰与信規制の緩和策に強く反対する。

以上